

## 議案第15号

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例（平成18年つくばみらい市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「（夏期休業日を含む。）」を削り、同項第3号を削り、同条第2項第3号中「5,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

### 提案理由

つくばみらい市立学校管理規則の一部改正に伴い、小学校の夏期休業日の期間が変更されたことから、条例の一部を改正するものです。